**日本脳神経外科学会COI自己申告書（非会員用）**

1. 氏名（和文表記）
2. 氏名（英文表記）
3. 発表する学会・研究会名：
4. 発表期日（西暦年月日）：202　　年　　　月　　　日　※提出時、記載不要
5. あなた自身は前々々年1月1日から昨年12月31日までの3年間において、以下の①～⑨の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？
	* Yes □No ＊いずれかひとつにチェックしてください

Yesの方は自己申告書**（別紙5）**の提出が必要です。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

1. 株の保有

申告基準：単一の企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5％以上を所有

1. 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：１件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表、助言など）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

申告基準：単一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計100 万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料

申告基準：単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計50 万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費

申告基準：単一の企業・団体から，申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る奨学寄付金（奨励寄付金）で実際に割り当てられた総額が年間200 万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費

申告基準：単一の企業・団体から，医学系研究（①共同研究、①受託研究、③治験、④その他）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実施に割り当てられた総額が年間200万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体が当該受託研究費や研究助成の専らの出資者である非営利法人(例、NPO)や公益法人（例、社団、財団）からの受託研究費や研究助成費（研究代表者として受け取っている場合）

申告基準：交付金額が年間1000万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体からの寄付による大学の寄付講座の代表者である場合

申告基準：実質的に使途を決定し得る寄付金で実際に割り当てられた総額が一企業当たり年間200万円以上

1. あなたの家族（本項では配偶者・一親等以内の親族，あるいは収入・財産を共有する方を指す。なお、家族が複数存在する場合は合算した収入をもって自己申告基準に該当するかどうかを判断する。）は前々々年1月1日から昨年12月31日までの3年間において、以下の①～③の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？
	* Yes □No ＊いずれかひとつにチェックしてください

Yesの方は自己申告書**（別紙6）**の提出が必要です。

① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

② 株の保有

申告基準：単一の企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5％以上を所有

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：１件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上

**日本脳神経外科学会COI自己申告書　別紙5（非会員自身の申告）**

1. 氏名（和文表記）
2. 氏名（英文表記）
3. 発表する学会・研究会名：
4. 発表期日（西暦年月日）：201　　年　　　月　　　日
5. 自己申告内容
6. 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業・団体名 | 役職（役員･顧問など） | 昨年まで3年間の収入（年別） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 株の保有

申告基準：単一の企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5％以上を所有

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 | 昨年まで3年間の株による利益（年別） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 企業名 | 当該全株式の5％以上を所有の有無 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

1. 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：１件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業・団体名 | 特許名 | 昨年まで3年間の特許権使用料（年別） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表、助言など）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

申告基準：単一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計100 万円以上

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 | 昨年まで3年間の日当（講演料など）合計（年別） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

1. 企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料

申告基準：単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計50 万円以上

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 | 昨年まで3年間の原稿料合計（年別） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

1. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金（奨励寄付金）

申告基準：単一の企業・団体から，申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る奨学寄付金（奨励寄付金）で実際に割り当てられた総額が年間200 万円以上

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 | 昨年まで3年間の研究費（年別） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

1. 企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費

申告基準：単一の企業・団体から，医学系研究（①共同研究、①受託研究、③治験、④その他）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実施に割り当てられた総額が年間200万円以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業・団体名 | 研究費区分①～④ | 昨年1年間の研究費 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 企業や営利を目的とした団体が当該受託研究費や研究助成の専らの出資者である非営利法人(例、NPO)や公益法人（例、社団、財団）からの受託研究費や研究助成費（研究代表者として受け取っている場合）

申告基準：交付金額が年間1000万円以上

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 | 昨年まで3年間の研究費（年別） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

1. 企業や営利を目的とした団体からの寄付による大学の寄付講座の代表者である場合

申告基準：実質的に使途を決定し得る寄付金で実際に割り当てられた総額が一企業当たり年間200万円以上

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 | 昨年まで3年間の寄付（年別） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**日本脳神経外科学会COI自己申告書　別紙6（非会員家族の申告）**

1. 氏名（和文表記）
2. 氏名（英文表記）
3. 発表する学会・研究会名：
4. 発表期日（西暦年月日）：201　　年　　　月　　　日
5. 家族（本項では配偶者・一親等以内の親族，あるいは収入・財産を共有する方を指す。なお、家族が複数存在する場合は合算した収入をもって自己申告基準に該当するかどうかを判断する。）に関する申告内容

① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業・団体名 | 役職（役員･顧問など） | 昨年まで3年間の収入（年別） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

② 株の保有

申告基準：単一の企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5％以上を所有

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 | 昨年まで3年間の株による利益（年別） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 企業名 | 当該全株式の5％以上を所有の有無 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：１件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業・団体名 | 特許名 | 昨年まで3年間の特許権使用料（年別） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |